○厚生労働省令第七十八号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の三第一項第一号及び第三十五条の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項及び別表第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の項中「千分の七・五」を「千分の六・五」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式参考1中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

第五号の三書式参考を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年度分までの計算証明については、なお従前の例による。

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「子ども手当及び」を削る。

別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に改め、同局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」に改め、同局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「並びに独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「、独立行政法人国立大学財務・経営センター並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同局農林水産検査第三課の事務分掌事項欄中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同局農林水産検査第四課の事務分掌事項欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改め、同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百五十六号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第2号の機器（船舶に設置する無線航行のためのレーダー）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	ＪＭＲ―7272―Ｓ船舶用レーダー装置	ＲＤＭＳ４ＮＭ３―250Ｐ０Ｎ・Ｑ０Ｎ・Ｖ０Ｎ―１	Ｒ15001	平成27年２月10日
日本無線株式会社	ＪＭＲ―9272―Ｓ船舶用レーダー装置	ＲＤＬＳ４ＮＭ３―250Ｐ０Ｎ・Ｑ０Ｎ・Ｖ０Ｎ―１	Ｒ15002	平成27年２月10日
日本無線株式会社	ＪＭＲ―9210―６Ｘバンド船舶用レーダー装置	ＲＤＬＳ４ＮＭ９―10ｋＰ０Ｎ―１	Ｒ15003	平成27年２月10日
日本無線株式会社	ＪＭＲ―7210―６Ｘバンド船舶用レーダー装置	ＲＤＭＳ４ＮＭ９―10ｋＰ０Ｎ―３	Ｒ15004	平成27年２月10日

告　示

○総務省告示第百五十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第三項の規定に基づき、昭和二十六年地方財政委員会告示第十八号で指定した藤沢市及び昭和二十五年地方財政委員会告示第八号で指定した一宮市につき、平成二十七年三月三十一日をもってその指定を取り消したので告示する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

○総務省告示第百五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録したＳＧＳアールエフ・テクノロジー株式会社から、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月一日

総務大臣　山本　早苗

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号	神奈川県横浜市港北区新羽町四七二番地

二　変更年月日

平成二十七年二月一日